

參考資料②

意見書（案）

(案)

平成 28 年 月 日

山陽小野田市長 白井 博文 様

山陽小野田市公立大学法人評価委員会  
委員長 山本 普康

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書  
に関する意見書

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る業務方法書について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 3 項に基づく山陽小野田市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 22 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が定める業務方法書については、適当である。

以上

(案)

平成 28 年 月 日

山陽小野田市長 白井 博文 様

山陽小野田市公立大学法人評価委員会  
委員長 山本 普康

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員に対する報酬等の支給基準に関する意見書

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 49 条第 2 項に基づく山陽小野田市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 48 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が定めた役員に対する報酬等の支給基準については、適当である。

以上

(案)

平成 28 年 月 日

山陽小野田市長 白井 博文 様

山陽小野田市公立大学法人評価委員会  
委員長 山本 普康

意 見 書

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期計画(案)について、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 26 条第 3 項の規定に基づく山陽小野田市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が作成した中期計画については、適当である。

以上